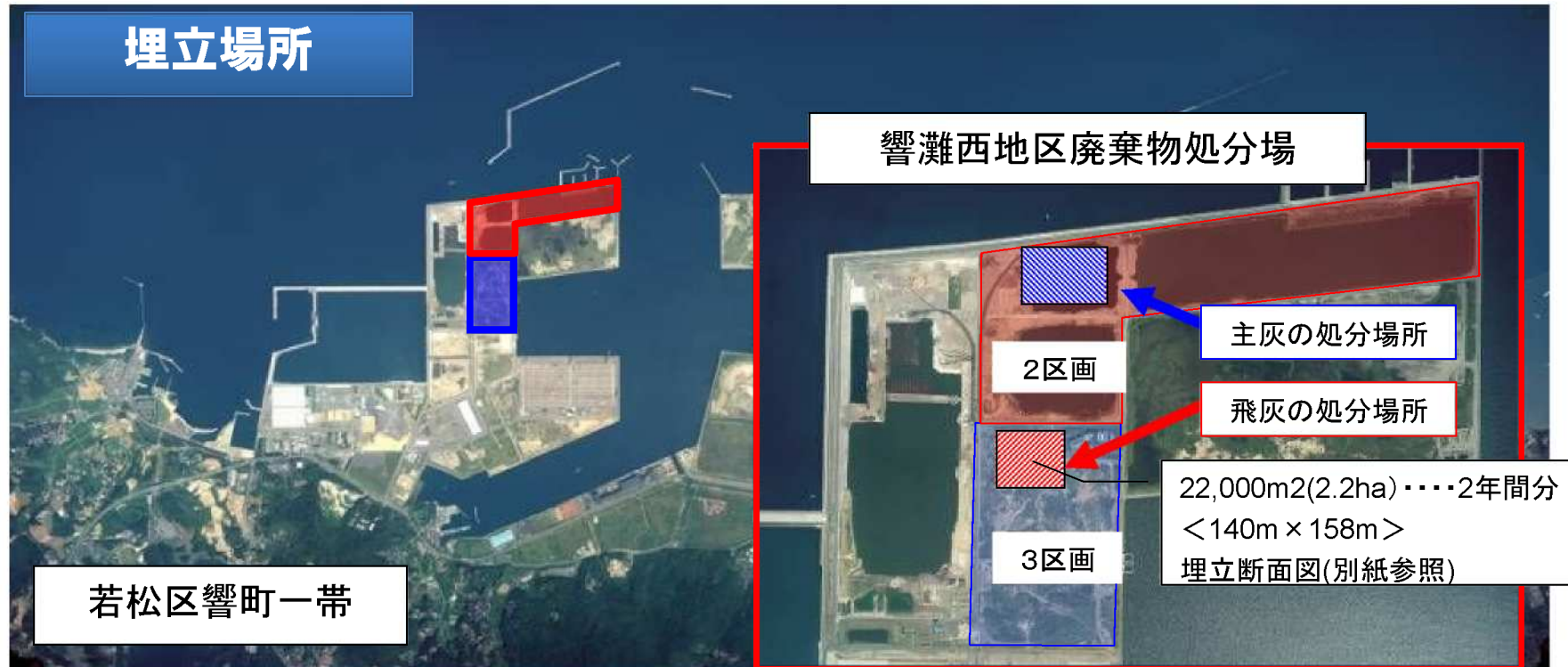


①埋立処分の方法

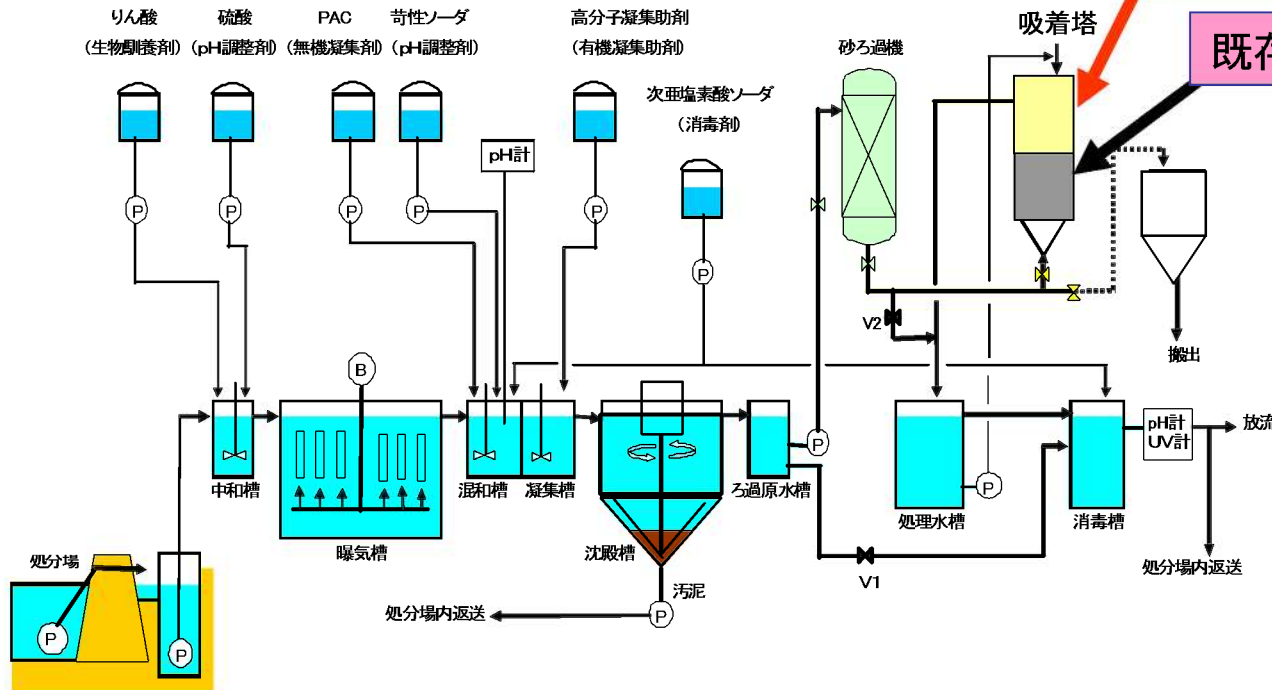
1. 災害廃棄物の焼却により放射性セシウムの多くは飛灰に移行することから、主灰と飛灰は別々に分けて処分を行う。
2. 主灰については、放射性セシウムの濃度が低く又溶出は少ないが、念のため、2区画内の保有水面より上の部分に埋立処分する。
3. 放射性セシウムが濃縮される飛灰については、3区画の陸域化された区域に土提を設け、その中に飛灰を1.6mの高さで毎日積み上げる。また、作業終了後その上に防水シートをかぶせた上、覆土作業を行う。

埋立場所



③排水処理

西地区排水処理フロー図
西地区排水処理施設の仕様



ゼオライト※

既存の活性炭

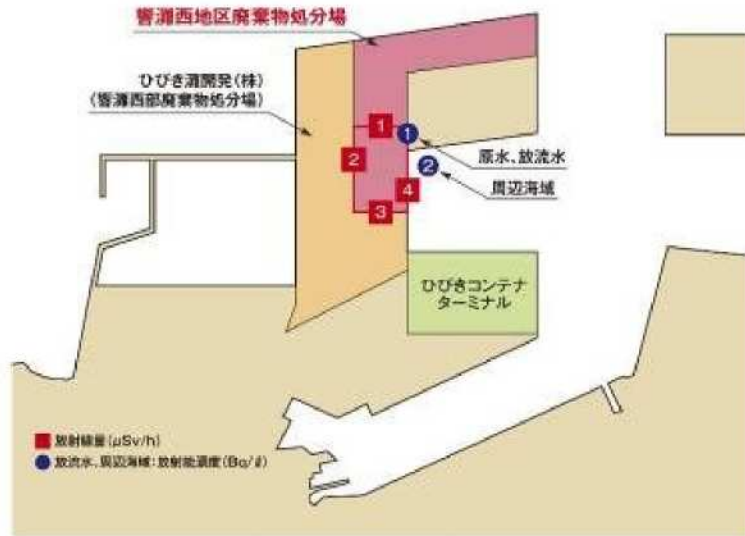
※ゼオライト
シリカとアルミナを主成分とする鉱石。
多孔質であるので物理的吸着機能があり、さらに、金属イオンをイオン交換して化学的に結合する機能を併せ持つ。
防臭剤や乾燥剤として広く利用されている。



埋立処分における放射性セシウムの挙動

- ① 飛灰は、陸域化された区域に入れて処分し、防水シートをかぶせることから、基本的にセシウムが溶け出すことはない。
- ② 作業中に雨が降っても、下に敷かれた土砂又は廃棄物に吸着されることから、保有水に溶け出すことはない。
- ③ 万が一、測定結果に、セシウムが検出された場合には、調査を行い、ゼオライトが充填された吸着塔を使用する。

④放射能の測定箇所受入れ時の測定内容と評価方法



特措法に定められた回数と同等以上の測定を実施
(状況に応じて適宜、測定方法の見直しを行うことがある)

種類	測定項目	測定頻度	国の定める基準 (※1)
放射能濃度	排水(処理前・後)・周辺海域	1回/月	1回/月 以上
放射線量	敷地境界・飛灰の処分場所周辺	2回/週	1回/週 以上

評価方法

種類	測定項目	管理目標	国の定める基準(※1)
放射能濃度	排水(処理前・後)・周辺海域	10Bq/L以下 (飲料水の放射性セシウムの新基準値)	$\frac{\text{セシウム134の濃度}}{60(\text{Bq/L})} + \frac{\text{セシウム137の濃度}}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$ (※2)

※1 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)

※2 セシウム134及びセシウム137それぞれの濃度限度に対する割合を算出し、その和が1以下となる濃度。

①放射能測定の実市民参加

北九州市での一連の災害廃棄物の処理過程(受入、運搬、焼却、埋立)における適切な処理状況の確認、放射線量の測定及び放射能濃度測定のための焼却灰、排水の採取状況などに市民自ら参加し、確認するため公募する。

市民が自らの目で直接、確認することで一層、市民の安全・安心感の醸成を図る。

(1) 募集人員

1施設 10名程度 ※4施設毎に募集

(2) 募集方法

市民を対象に、市政だより、ホームページで募集。申し込み多数の場合は、抽選で決定。

(3) 実施時期

施設毎に月1回実施(10月~3月) ※平成25年度も継続を予定。

(4) 経費等

無償(ボランティア)

②放射能・放射線量等測定の公表

市民に対して、安全な処理が行われていることをお知らせするため、石巻市・日明積出基地・焼却工場・埋立処分場での放射能濃度、放射線量、有害物質等の測定を行い、測定結果を公表する。

(1) 公表項目

放射能濃度、放射線量、アスベスト

(2) 公表時期

測定結果が判明し次第

(3) 公表方法

市のホームページ、市政だより、かえるプレス、市民センターでのチラシ配布等で公開する。

災害廃棄物の処理施設周辺等で、放射線量や放射能を測定して、自然レベルと変化なく、環境に影響が生じていないことを市民にお知らせすることで、不安解消に資する。さらに、結果をホームページ等で周知し、風評被害の未然防止を図る。

(1) 放射線の常時測定

処理施設周辺の市民センターで実施する。

測定結果は、文部科学省のホームページで広く発信する。

(2) 放射線の定期測定

区役所の周辺で毎月1回実施する。

(3) 土壌中の放射能濃度測定

処理施設の近隣の土壌を年に2回測定する。

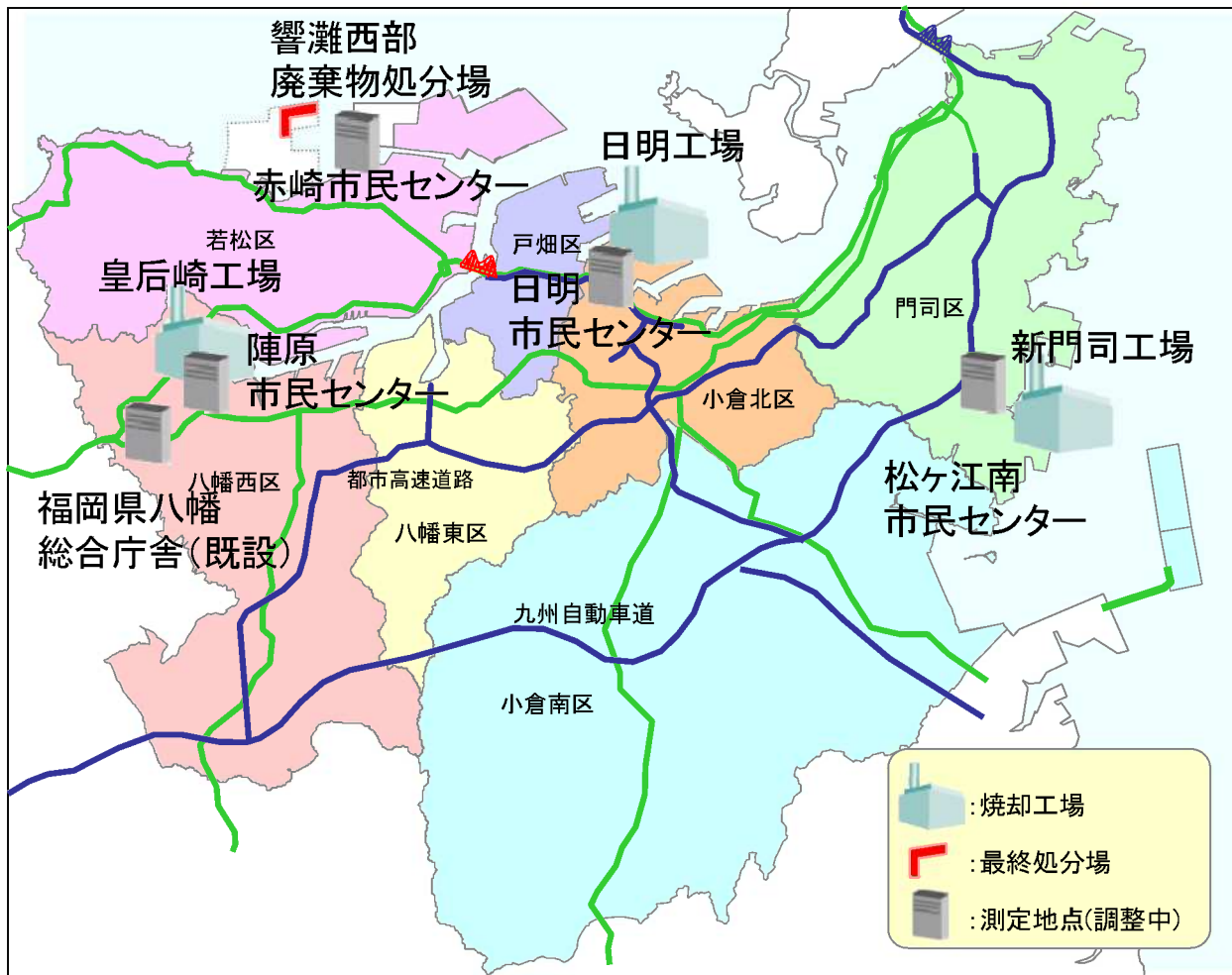
(4) 市民依頼に基づく放射線測定

市民が指定する場所を実施する。

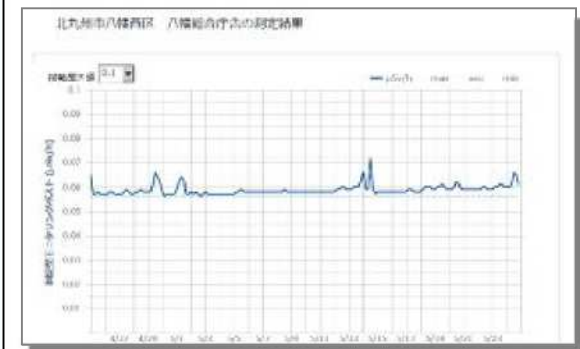
測定結果は
本市ホーム
ページで公
表する。

①環境放射線量の常時測定

処理施設周辺の市民センターで空間放射線量を自動測定し、測定結果を文部科学省ホームページで広く発信する。



モニタリングポスト(例)



測定結果の表示例

②環境放射線量の定期測定

区役所周辺で毎月1回の頻度で放射線量の測定を行い、測定結果を市のホームページに掲載。(平成24年4月開始)



【測定機器】

シンチレーション式
サーベイメータ

【測定方法】

- ・地上1mの高さ
- ・30秒ごとに5回計測
- ・結果は5回の平均値

調査結果 (平成24年4月6日) ($\mu\text{Sv/h}$)

場所	測定値(範囲)
小倉北区役所	0.08 (0.08~0.08)
門司区役所	0.10 (0.10~0.10)
小倉南区役所	0.09 (0.09~0.10)
八幡東区役所	0.09 (0.08~0.09)
八幡西区役所	0.09 (0.09~0.09)
若松区役所	0.07 (0.06~0.07)
戸畑区役所	0.09 (0.09~0.10)

③ 土壌中の放射能濃度測定

焼却工場の近隣の公園で土壌の放射能濃度(ベクレル/kg)の測定を年2回程度行う。



サンプル採取の状況

調査結果(平成24年度) (Bq/kg)

	試験焼却前(5月22日)			試験焼却後(5月29日)		
	Cs134	Cs137	K40	Cs134	Cs137	K40
日明臨海公園	不検出(<0.46)	0.63	780	不検出(<0.40)	0.83	720
浦中西公園	不検出(<0.38)	1.3	560	不検出(<0.35)	0.85	510
洞北緑地	不検出(<0.35)	不検出(<0.38)	670			

④市民依頼に基づく放射線測定

災害廃棄物の焼却に伴う市民の不安感を払拭するため、市民からの依頼を受けて、空間放射線量を測定する。

■内容

市民からの測定依頼を受けて、指定する場所に行き、空間放射線量を測定する。

■受付窓口

市が委託した事業者

■受付・測定日時

いずれも平日の9:00～17:00

■対象者・対象場所

対象者は、市内在住者、もしくは市内に通園、通学、通勤している方
対象場所は、家屋(屋内は対象外)や事業所(いずれも市内に限定)

■その他

測定場所及び測定値は、全て市のホームページで公表する。

災害廃棄物処理市民モニター会議の設置

宮城県石巻市の災害廃棄物の現地での破碎・選別、放射線量の測定などから北九州内での処理状況を通じて、直接市民に視察や、測定などに参加頂き、処理状況を確認する「市民モニター」を選任する。

また、「市民モニター」を構成員とする「災害廃棄物処理市民モニター会議」を設置し、定期的に処理状況・モニタリングの報告を行う。

これらにより、一層の市民の安心感の醸成を図る。

(1) 市民モニターの人数

- ① 地域推薦モニター 13名〔4施設(焼却工場、最終処分場)周辺の市民〕
- ② 公募モニター 3名〔市政だより、市ホームページで公募〕

(2) 活動内容

- ① 災害廃棄物処理市民モニター会議への参加 ～ 3ヶ月に1回程度
- ② 石巻市の視察(現地での災害廃棄物の破碎・選別、放射線量の測定等) ～ 10月予定
- ③ 市内での処理状況の確認(受入、運搬、焼却、埋立等) ～ 月1回程度

(3) 依頼期間

平成26年3月31日まで(ただし、災害廃棄物の受入終了までとする)

(4) 身分等

ボランティア(市から依頼状を手交)